

○下関市一般廃棄物処理施設設置条例

平成17年2月13日  
条例第200号

(設置)

第1条 [下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例\(平成17年条例第198号\)](#)の規定により処理することとされる廃棄物を適正に処理するため、一般廃棄物処理施設(以下「処理施設」という。)を設置する。

(名称、位置等)

第2条 処理施設の名称及び位置並びに各施設において処理する廃棄物の種類は、[別表](#)のとおりとする。

(委任)

第3条 処理施設の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月29日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年6月21日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年6月25日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

名称	位置	廃棄物の種類
奥山工場	下関市大字井田字桑木10378番地	ごみ
吉母管理場	下関市大字吉母字舟頭10332番地1	ごみ
クリーンセンター響	下関市豊浦町大字宇賀13528番地12	ごみ
彦島工場	下関市彦島福浦町一丁目28番31号	し尿及び浄化槽汚泥